

1・野上幸雄氏について

政治結社大日本愛国政義塾の代表者である。

野上幸雄氏が発信人に対し発言する場合は大日本愛国政義塾サイトに自身の設置する掲示板において行われる。

野上幸雄氏は自身の設置する掲示板において発信人に対し名指しで発言、または言及している。

野上幸雄氏は大日本愛国政義塾掲示板の各発言に関し、大日本愛国政義塾隊員から報告を受け、指示している事が公言されている事から大日本愛国政義塾掲示板について最終的な責任がある事は明白である。

大日本愛国政義塾の掲示板においては発信人に対する誹謗中傷、名誉毀損が日常的に行われており、それらの発言を放置、容認している。

野上幸雄氏は現在にいたるまで、発信人に対して指摘した文言、文章、発言、記事の削除、記事の編集などを発信人に認知しうる方法をもって通知要求した事実は無い。

発信人においては、発信人の設置する掲示板において訪問者が書き込んだ名称が偶然、野上幸雄氏の親族の名称と一致する事を大日本愛国政義塾隊員が大日本愛国政義塾の掲示板において、その事を指摘した記事が匿名の人物によって発信人の設置する掲示板に転載投稿された事で発信人は事情を認知し発信人自らが自発的に当該名称の削除、当該名称の含まれる記事の編集を行ったと言う事がある。

発信人は過去においてGMOインターネット株式会社より第三者を称する人物が発信人の設置する掲示板の記事の削除を申し立てた旨の連絡を受け延滞無く掲示板で事情を聴取したが、応じるどころか大日本愛国政義塾掲示板において「プロバイダーinterQに警察から開示請求がいつてますよ。」等と事実無根の記事を掲載された事がある。

これは当時、告訴を受理したと野上幸雄氏が公知した警視庁築地警察署、担当捜査官に事実確認をしたが告訴、他の事実は確認できず、担当捜査官の言に拠れば「相談は有った」と言う事であった。

その際に発信人は担当捜査官に対し「捜査事項紹介」を行うなら真摯に対応する旨を告げているがいまだに紹介があった事実は無い。

更に第三者で有るとGMOインターネット株式会社には名乗っておきながら、大日本愛国政義塾掲示板では弁護士が行ったと虚偽の記載をした。

大日本愛国政義塾掲示板において発信人の設置する掲示板に書き込まれた野上幸雄氏の犯歴情報について非難をしたが、この犯歴情報は発信人の設置

する掲示板の投稿者により発信人の設置する掲示板上から直ちに削除されており、それを発信人が放置し野上幸雄氏の言い分を聞かなかったなどの事実は無い。

発信人は現在に至るまで野上幸雄氏からこれらの情報等の削除、修正などの措置を講じる様、直接、間接の要請された事は無く、発信人及び発信人の設置する掲示板の投稿者が自発的に削除、修正、訂正を行っている。

発信人は発信人の設置する掲示板上の発言に対していかなる場合においても苦情を受ける事を拒否した事実は無い。

苦情に合理的な理由があれば発言者の反論を聞いた後削除、修正、訂正に応じている。

大日本愛国政義塾の掲示板においては発信人を「刑事告訴した」「告訴が受理された」と数度に渡り公言しており、また、野上幸雄氏は発信人の住所、氏名、などの個人情報を数度に渡り入手したと公言している。

大日本愛国政義塾の掲示板において発信人を「刑事告訴した」「告訴が受理された」「逮捕確実」などと公言している事実は、利害、権利関係から見て野上幸雄氏が許可、容認しない限り有り得ない発言であって、それをもってこれらの言葉を含む大日本愛国政義塾掲示板上の発言は野上幸雄氏の発言と認められる。

野上幸雄氏は公人で有るから正当な批判、抗議などを実名で受ける事は社会的な見地からも受忍すべきである。

先に発信人情報開示請求に対する発信人の意見で述べた通り、大日本愛国政義塾の代表者、野上幸雄氏はすでに裁判所より発信人の個人情報を開示されており、再度開示を受ける合理的な理由は無い。

しかし、大日本愛国政義塾の掲示板の発言を読むと一連の訴訟に関する発言は何れもウイング野上株式会社の訴訟に関するものであり、その事からウイング野上株式会社の訴訟提起に供する為に裁判所より発信人の個人情報の開示を受けたものと認められる。

別紙、大日本愛国政義塾の掲示板において恫喝を目的とした発言に掲載するとおり発信人に対し危害を加える旨をたびたび公言し、放置、容認し、訴訟相手の個人情報を掲示板に晒すと公言し、実行している大日本愛国政義塾に対して発信人自身による自主的開示を行った場合、発信人の身の安全が脅かされる事態を引き起こす可能性の大なる事からも発信人による自主的開示の必要性は認められない。

野上幸雄氏は2006年1月26日に発信人が受領した開示請求において自身の住居を東京都中央区銀座8-19-3としているがこれは過去存在した第二ウイ

ングビルの住所であるが、請求時点で当該ビルは解体されて存在せず、虚偽の申告をなしたものと考え事もやむを得ない。

もし今回の開示依頼人が野上幸雄氏で有るとすれば、今回の請求において、あるアパートの写真を指して自宅と書き込んでいる点を発信人またはGMOインターネット株式会社に対し合理的で納得のいく説明をする必要がある。

発信人としては発信人の個人情報を、繰り返される発信人に対する危害を加える旨の発言を実行する為に発信人の個人情報の開示請求を行ったと言う疑念を払拭できない。

以上の理由から発信人は野上幸雄氏に対して GMO インターネット株式会社が発信人の個人情報を開示することに同意できない。